

鈴鹿市
国保

「鈴鹿市国民健康 保険資格確認書」

70歳以上の「資格情報のお知らせ」更新のお知らせ

保険年金課 ☎ 059-382-7605 📠 059-382-9455

📧 hokennenkin@city.suzuka.lg.jp

- ☑️ 現在発行している「資格確認書」と「資格情報のお知らせ」の有効期限

7月31日(金)まで

- ▶ 70歳未満の方の「資格情報のお知らせ」には有効期限はありません。



- ☑️ 更新後の有効期間

8月1日(土)～令和9年7月31日(土)

- ▶ 期間中に70歳や75歳になる方は有効期間が異なります。詳しくは同封の文書をご覧ください。

- ☑️ 書類の発送時期

7月中旬から順次発送

- ▶ 「資格確認書」は簡易書留で、「資格情報のお知らせ」のみを送付する世帯は普通郵便で世帯主宛に送付します。世帯に被保険者が4人以上の場合は、複数の封筒で送付します。
- ▶ 鈴鹿市が把握しているマイナ保険証（健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード）をお持ちの方には「資格情報のお知らせ」を、お持ちでない方には「資格確認書」（黄土色）を送付します。いずれも8月1日以降にお使いください。
- ▶ 有効期限の記載のない「資格情報のお知らせ」をお持ちの方には送付しません。
- ▶ 「資格情報のお知らせ」が届いた方は、受診や調剤を受ける際は「マイナ保険証」を利用してください。顔認証付きカードリーダーの不具合などにより、医療機関等でマイナ保険証を利用できない場合には「マイナ保険証と資格情報のお知らせ」を提示してください。「資格情報のお知らせ」のみでは受診することはできません。

三重県国民健康保険 有効期限 令和 9年 7月 31日	
資格確認書	
記号 番号	0000000 (枝番) 01
氏名	鈴鹿 次郎
生年月日	平成 11年 11月 11日 性別 男
適用開始年月日	令和 〇年 〇月 〇日
交付年月日	令和 8年 8月 1日
世帯主氏名	鈴鹿 次郎
住所	鈴鹿市神戸一丁目〇番〇号
保険者番号	240077
交付者名	鈴鹿市



▲更新後の資格確認書

〒 513-0000 三重県鈴鹿市神戸一丁目〇番〇号 鈴鹿 太郎 様		令和 8年 8月 1日
資格情報のお知らせ		(お問い合わせ先) 〒 513-8701 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号 鈴鹿市健康福祉部 保険年金課 電話 059-382-7605
あなたの加入する国民健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします。なお、このお知らせのみでは受診できません。		
記号	番号	0000000 (枝番) 01
氏名	鈴鹿 太郎	
フリガナ	スズカ タロウ	
負担割合	〇割	
発効期日	令和 8年 8月 1日	
適用開始年月日	令和 〇年 〇月 〇日	
交付年月日	令和 8年 8月 1日	

スマートフォンをお持ちの方は、以下の二次元コードからマイナポータルにログインすることで、ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご利用ください。

— マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら —

マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合については、スマートフォンの資格情報画面を、マイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます。(スマートフォンをお持ちでない方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます。)

下部を切り取ってご利用いただくこともできます。(このお知らせのみでは受診できません。)

資格情報のお知らせ	
記号	番号
0000000	(枝番) 01
氏名	鈴鹿 太郎
負担割合	〇割
発効期日	令和 8年 8月 1日

受診の際にはマイナ保険証が必ず必要です

▲更新後の資格情報のお知らせ

こんなときは？



- ☑️ 会社や家族の健康保険に加入した場合国民健康保険の喪失手続きが必要です。市役所か地区市民センターの窓口、郵送またはインターネットで手続きしてください。



国民健康保険から脱退するとき

- ☑️ 有効期限が切れた資格確認書や資格情報のお知らせの処分方法
各自で住所や氏名などが分からないように裁断するなどして処分してください。

市の財政

財政公表～令和7年度～

市の財政状況をお知らせします

財政課 ☎059-382-9041 📠059-382-9040

✉zaisei@city.suzuka.lg.jp

市の財政状況を皆さんに知っていただくため、予算の執行状況などを公表しています。

今回は、令和7年度の予算について、3月31日現在の財政状況をお知らせします。

※収入済額と支出済額は、出納整理期間(4月1日～5月31日)の収支が含まれていないため、決算額とは異なります。

※構成比は、単位未満は四捨五入のため、積み上げと一致しない場合があります。

一般会計

市が行う仕事の大部分を賄う予算で、市税や国・県からの負担金などを財源としています。

歳入 (単位 千円)

科目	予算現額	収入済額	執行率	構成比
市税	31,134,317	31,202,063	100.2%	43.8%
国庫支出金	17,609,397	14,188,113	80.6%	19.9%
県支出金	6,777,526	5,748,789	84.8%	8.1%
地方交付税	5,869,059	5,938,051	101.2%	8.3%
地方消費税交付金	4,700,000	5,405,796	115.0%	7.6%
市債	4,491,000	1,227,700	27.3%	1.7%
繰入金	4,234,998	0	0.0%	0.0%
諸収入	3,341,334	2,415,885	72.3%	3.4%
使用料及び手数料	975,747	928,520	95.2%	1.3%
地方特例交付金	261,427	262,909	100.6%	0.4%
その他	3,485,132	3,925,173	112.6%	5.5%
計	82,879,937	71,242,999	86.0%	100.0%

歳出 (単位 千円)

科目	予算現額	支出済額	執行率	構成比
民生費	34,399,595	30,009,216	87.2%	45.0%
総務費	11,029,466	7,887,204	71.5%	11.8%
土木費	8,343,776	6,708,574	80.4%	10.1%
教育費	7,657,506	5,801,216	75.8%	8.7%
衛生費	7,271,281	5,200,080	71.5%	7.8%
公債費	4,534,175	4,495,673	99.2%	6.7%
消防費	3,659,332	2,438,031	66.6%	3.7%
農林水産業費	2,364,450	1,456,371	61.6%	2.2%
商工費	1,720,093	1,057,672	61.5%	1.6%
諸支出金	1,213,104	1,100,000	90.7%	1.6%
その他	687,159	550,645	80.1%	0.8%
計	82,879,937	66,704,682	80.5%	100.0%

特別会計

市が特定の事業を行う場合に、その事務や経理の内容を明確にするため、一般会計とは別に設けたものです。次の4つの会計があります。

(単位 千円)

事業名	予算現額	収入済額	執行率	支出済額	執行率
国民健康保険事業	17,425,208	15,185,679	87.1%	15,677,970	90.0%
土地取得事業	154,000	85,750	55.7%	44,854	29.1%
介護保険事業	56,498	0	0.0%	54,576	96.6%
後期高齢者医療	5,402,049	3,274,784	60.6%	4,939,900	91.4%

市税の内訳

(単位 千円)

科目	予算現額	収入済額	予算対比
市民税	14,451,455	14,557,379	100.7%
固定資産税	13,282,499	13,483,581	101.5%
市たばこ税	1,400,686	1,294,468	92.4%
都市計画税	1,232,000	1,051,256	85.3%
その他	767,677	815,379	106.2%
計	31,134,317	31,202,063	100.2%

公金の状況

歳計現金・基金などの保管状況

(単位 千円)

区分	金額	構成比	預託金融機関数
定期性預貯金	3,000,000	16.2%	1
普通預貯金	15,271,948	82.4%	1
市債運用	156,250	0.8%	—
国庫債券	100,131	0.5%	—
現金	1,811	0.0%	—
計	18,530,140	100.0%	—

市債 市が第三者からの借入れを行うことによって長期にわたり債務を負うものです。

(単位 千円)

区分	現債額
一般会計債	41,272,593
内 普通債	21,446,864
内 災害復旧債	36,514
内 臨時財政対策債等	19,789,215

※令和7年度末時点で、特別会計債はありません。

市有財産の状況

①土地および建物

(単位 m²)

区分	土地	建物
普通財産	659,868.16	12,421.55
行政財産	3,134,160.58	256,832.56
教育財産	1,076,593.62	305,824.30
計	4,870,622.36	575,078.41

普通財産…事業用地の先行取得分や事業の代替地など

行政財産…事業を執行するために直接使用する財産や

公の施設など

教育財産…学校、公民館、博物館など

②その他

区分	現在高
有価証券等	16,754,020,588円
物権(地上権)	2,304.78m ² の内持分100分の34

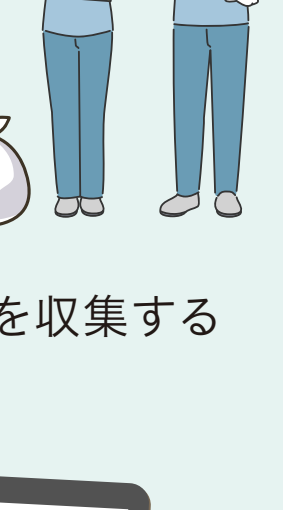
環境
福祉

ごみ収集福祉サービス ふれあい収集の ご案内

問合せ先は本ページの下部をご覧ください。

ふれあい収集とは

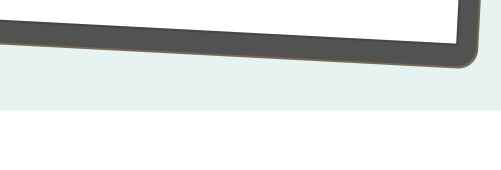
在宅生活を送る高齢者
などや障がい者のうち、
ごみ集積所までごみを継
続的に排出する
ことが困難な
方を対象に、職



員が戸別に訪問し、ごみを収集する
福祉サービスです。

回収対象ごみ

- ☑ もやせるごみ
- ☑ もやせないごみ
- ☑ プラスチックごみ
- ☑ 有害ごみ
- ☑ 資源ごみ A
- ☑ 資源ごみ B



誰が使えるの？

市内にお住まいの方で、
次の全てに該当する方
が利用できます。

☑ 鈴鹿市の住民基本台帳に記録さ
れている方
(社会福祉施設または医療機関等に
入所、または入院している方を除く。)

☑ 高齢者など(※1)や障がい者(※2)
に該当する方のみでお住まいの方

☑ 本人、家族又は同居人等により、
家庭ごみをごみ集積所に排出する
ことができない方

☑ 現地調査の結果、ふれあい収集を
利用することが可能と判断された方

※1 高齢者など…要介護度が3・4・5の
いずれかに該当する方(65歳未満の方
も対象)

※2 障がい者…身体障害者手帳の障がい
の程度が1級または2級に該当する方、
療育手帳の障がいの程度がA1または
A2に該当する方、

精神障害者保健福祉手帳の障がいの
程度が1級または2級に該当する方

共同住宅等の場合、同一敷地内にごみ
集積所が設置されているときは、ふれ
あい収集の対象となりません。



申込み方法は？

1

廃棄物対策課へ 申込書を提出



2

要件の確認



3

現地確認



4

承認後、 利用開始



※要綱やごみ排出場所設置基準、申込書は廃棄物対策課、市ウェブサイトから入手できますので、ご確認の上、お申し込みください。

※①のお申し込みの際に窓口で聞きとりします。

問い合わせ先

ごみの収集に関すること・申込書の
提出先は廃棄物対策課

☎ 059-382-7609 ☎ 059-382-2214

対象者に関することで
高齢者などの方は長寿社会課

☎ 059-382-9886 ☎ 059-382-7607

障がい者の方は障がい福祉課

☎ 059-382-7626 ☎ 059-382-7607

補助金

太陽光発電設備などの 設置費用の一部補助のご案内

環境政策課 ☎059-382-7954 📠059-382-2214
✉kankyoseisaku@city.suzuka.lg.jp

対象設備

家庭用太陽光発電設備、
家庭用蓄電池

※次のA、Bいずれかに
該当する場合は
補助対象となります。



A 家庭用太陽光発電設備を設置

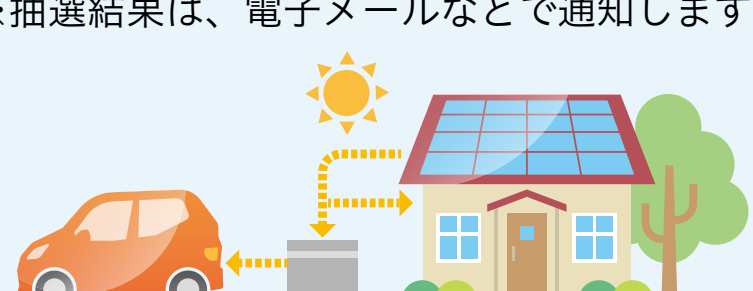
B 家庭用太陽光発電設備 +
家庭用蓄電池を設置

家庭用
蓄電池のみ
設置する場合は、
補助の対象外と
なります。

申込期間

6月10日(水)～30日(火)

※申込期間中に、総申請額が予算額
(810万円)を超えた場合は、抽選を行います。
※抽選日は7月16日(木)を予定しています。
※抽選結果は、電子メールなどで通知します。



補助金額

家庭用太陽光発電設備…

次の①と②を比べて、金額が少ない方
に「発電出力(kW)」を掛け算します。

①1kWあたり 7万円

②1kWあたりの価格
(工事費込み、税抜き)

※1,000円未満は切り捨てとなります。
※上限を10kWとします。
※発電出力はパネルとパワーコンディショ
ナーのどちらか低い方で、小数点以下を
切り捨てたものです。

家庭用蓄電池…

蓄電池の価格(工事費込み・税抜き)
の3分の1の額

※対象は、20kWh以下の蓄電池です。
※補助金の上限は10kWhまでで、1kWh当
たり15万5,000円の3分の1までです。

申込方法

直接または郵送で申込期間内
(平日8時30分～17時15分)に必着で

環境政策課へ

補助の主な条件

- 固定価格買取制度により売電(FITな
どの認定を受ける)をしないこと
- 契約の締結は補助金交付決定後にす
ること
- 2者以上の事業者から見積を徴取し、
より安価な事業者と契約すること
- 令和9年1月15日(金)までに設置を完了
し、工事代金の支払を終えること
- 「自ら居住する住宅」の敷地外へ自己
託送をしないこと
※敷地外への自己託送の例:発電した電力
を、電力会社の送電網を使って別荘へ送る。
- 国や県から他の補助金などを受けて補
助の対象となる太陽光発電設備など
を設置しないこと
- 発電した電力の30%以上を自家消
費し、設置後、指定した期日までに、
自家消費の割合を
3年間環境政策課へ報告すること

※その他の条件については、本補助金の要綱

などをご確認ください。

その他

要綱などは、環境政策課、市ウェブ
サイトで入手できますので、申請前に
必ずご確認ください。